

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第18号

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定の整備に関する 条例

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例(昭和47年野田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「は、重度心身障がい者」の次に「又はその保護者」を加える。

第4条第1項中「配偶者、親権を行う者、後見人その他の者であつて」を削り、「監護するもの」を「保護する者」に改める。

(野田市障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第2条 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を介護若しくは監護している者」を「の保護者」に改める。

第2条第6号中「と生計を一にし、かつ、介護又は監護を」を「を現に保護」に改める。

第3条中「自ら生計を維持している」を削る。

第9条及び第10条第1号中「介護又は監護」を「保護」に改める。

(野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部改正)

第3条 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例(平成6年野田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2号中「同一世帯に属する精神障がい者の扶養義務者」を「精神障がい者を現に保護する者」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。